

平成 20 年 3 月 19 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 竺 文彦



占用許可申請に対する意見書  
(野洲川立入河川公園)

平成 19 年 12 月 4 日付け国近整琵琶調第 30 号にて意見照会の  
ありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び  
要望事項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川立入河川公園
場 所	守山市吉身五丁目字裏川原～立入町川原 (左岸 8.400 km ～ 9.690 km 地点)
占用施設	多目的広場 1 面 グラウンド 1 面 (少年ソフトボール場兼用) バスケットコート 1 面 野外ステージ 1 面 球技・スポーツ広場
申請者	守山市
占用面積	92,641 平方メートル



## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場の整備が行われ現在の形態になっている。施設利用形態は、多目的広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約41,000人でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考ええる。

また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考ええる。

よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考ええる。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考ええる。

### 【占用許可期限の更新についての意見】

①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、バスケットボール場のハードコート、駐車場のアスファルト舗装等をいう。

「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化することで自然に近づけること」をいう。

「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、グラウンドの共有化、縮小・廃止及びバスケットボール場の縮小・廃止を検討されたい。

- ③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。
- ④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

## 2. 検討の経緯

平成19年12月4日		意見照会書の受理
平成19年12月6日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による意見交換
平成19年12月20日	委員会	申請施設の現地調査 委員による意見交換
平成20年1月17日	委員会	申請者から申請内容についての説明 委員による占用施設の審議と意見交換
平成20年2月21日	委員会	委員による占用施設の審議 委員による意見交換
平成20年3月17日	委員会	委員による意見書（案）の審議

以上